

福井県衣服製造業最低工賃

効力発生日 令和7年4月5日

《主な改正内容》

- ▶ 婦人服製造業 … 品目に「ブラウス」を追加し、「糸くず取り」を1枚20円として新設
- ▶ 下着製造業 … 品目を「スリップ」「スリーマー」「ショーツ」から、「スリップ」「その他の下着」に変更し、「糸くず取り」の適用範囲を拡大
- ▶ 上記以外の全工程について、最低工賃を1円～10円引上げ

1 適用する家内労働者 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者 上記1の家内労働者に上記1の業務を委託する委託者

3 上記1の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 25円	(22円)
	鍵ホック付け		1組につき 35円	(34円)
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円	(25円)
	スナップ付け		1組につき 29円	(26円)
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円	(14円)
		根巻き以外のもの	1個につき 13円	(11円)
	×印しつけ止め		1か所につき 10円	(7円)
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	(新設)

2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 17円	(16円)
	オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円	(96円)
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 14円	(13円)
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円	(9円)
	ファスナー付け		1枚につき 70円	(60円)

3 下着製造業

品目	工程	規格	最低工賃額	(改正前)
スリップ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円	(25円)
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(16円)
「他の下着」には、織物 製下着、ニット製下着が含ま れますが、パジャマ等の寝着 類、ブラジャー等の補整着は 含まれません。	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 18円	(新設)
		11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 12円	(新設)
		9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円	(新設)

お問合せ

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

福井労働基準監督署

☎:0776(54) 6167

武生労働基準監督署

☎:0778(23) 1440

敦賀労働基準監督署

☎:0770(22) 0745

大野労働基準監督署

☎:0779(66) 3838

家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないよう、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
 - 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

伝票式労働手帳
様式第1

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家 内 労 動 者	氏 名			委託者	氏 名			(印)
	性 別	生年月日			営業所	名 称		
補 助 者	住 所			代理人	所在 地	TEL		
	氏 名				氏 名			(印)
	性 別	生年月日			住 所	TEL		

基本的な委託条件は、次のとおりです。御承認下さい。

なお、耕作権の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支 払 場 所	イ 家内労働者宅		ロ グループリーダー宅	
		ハ 委託者の営業所		ニ その他()	
		イ 毎月 日締め、 ロ 納品の都度払い		(毎月) (翌月)	日払い ハ その他()
過保以外のもので 支払う場合の方法					
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅		ロ グループリーダー宅		
	ハ 委託者の営業所		ニ その他()		
不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め)					
備 考					

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

株式会社内労働手帳				
通 動 第 2				
No.				
注 文 伝 票				
平成 年 月 日				
般				
委託者				
品 名	數 量	單 価	納 期	備 考
工賃支払期日		平成 年 月	日付け「基本委託条件の通知」による。	
(注)記入した場合は2箇間保存して下さい。				
〔表の上の部〕				
1. 営業を委託する旨を明確にし、品目別に開きをもつてする事務内容を併せて記入すること。 2. 営業の委託と併せて、販売の委託がなされた場合は、販賣書類を併せて記入すること。 3. 委託者は、原則に開き、開帳、開票などの取扱いに問題がある場合は、必ず自ら開きを作成し、そのひでの表示				

物品の受渡しの都度（受入伝票）

伝票式内定労働手帳 様式 第3号		受入伝票				
No.		平成年月日				
						委託者
品名	数量	単価	金額	製造の受領印	備考	
合計						
月	日	年	月	年	月	
切替		黒	赤	金額	備考	

(四) 記入した日より半年間保存して下さい。

(被用者の欄)

品名の受渡し又は工具を記入しつづけ、使用するものとし。
 (1) 工賃の支給日を記入する場合は、上欄に記入すること。
 (2) 工賃解約日を定め、一定期間に工賃を支払う約定がある場合で、工賃の支給通知をするときは、下欄に記入すること。

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう。

- 工賃は、原則として、現金でその全額を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
 - 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから1か月以内に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県眼鏡製造業最低工賃」と「福井県衣服製造業最低工賃」(表面に記載)が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

届況状況託委

委託者は 委託する仕事の内容や家内労働者数などについて

①委託者になったとき ②毎年 4 月 1 日現在の状況を 4 月 30 日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家內勞働死傷病屆

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかるて**4日以上**休業した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労動基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。